

「生産性向上」「技術開発」「新商品開発」等をお考えの中小企業者の皆様へ!

# 敦賀チャレンジ企業応援補助金

(令和2年度 敦賀市中小企業支援事業)

- 「生産性向上」や「技術開発」等につながる  
設備投資に、100万円を上限(補助率1/2)、
- 「敦賀名物等の商品開発」に係る開発費や  
パッケージ制作費に、50万円を上限(補助率2/3)  
に補助金が出ます。

※敦賀商工会議所が、敦賀市の委託を受けて実施する、  
敦賀独自の企業向け補助金制度です。

《補助対象となる事業》

(1) 設備投資等支援枠(以下①～③の取り組みを行う必要があります)

- ①設備投資を行う。
- ②生産性向上、省力化、技術開発、新規事業のいずれかの取り組みを行う。
- ③労働生産性が年平均3%以上向上する計画であること。  
※労働生産性=(営業利益+人件費+減価償却費)÷労働者数又は労働時間  
(その他)
  - ・市内において自ら使用する事業所等に当該設備を設置すること。
  - ・生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づく先端設備等導入計画を審査会までに作成する(した)場合、加点します。

(2) 敦賀名物等の商品開発支援枠(地域資源を活かした商品開発等事業)

- ①敦賀の文化や特色などを活かした「敦賀名物」づくりに係る開発費用や、パッケージの開発に取り組む事業。
- ②「人道の港敦賀ムゼウム(11.3リニューアルオープン)」「大谷吉継」「赤レンガ倉庫」「鉄道」「港」「北前船」「気比神宮」「敦賀市公認キャラクター※」や観光名所などの地域資源を活用した商品。
- ③敦賀をPRする商品。(お土産としての利用が期待される商品)  
※市公認キャラクター…「ツヌガ君」「バショさん」「よっしー」

→裏面もご参照下さい。

- ・計画の作成や策定した事業計画実施の際、敦賀商工会議所が助言・サポートを行います。
- ・本チラシの内容以外にも制約等がありますので、必ず、下記窓口までお早めにお問い合わせの上、助言・サポートを受けながら申請してください。

＜お問い合わせ・申請書提出先＞

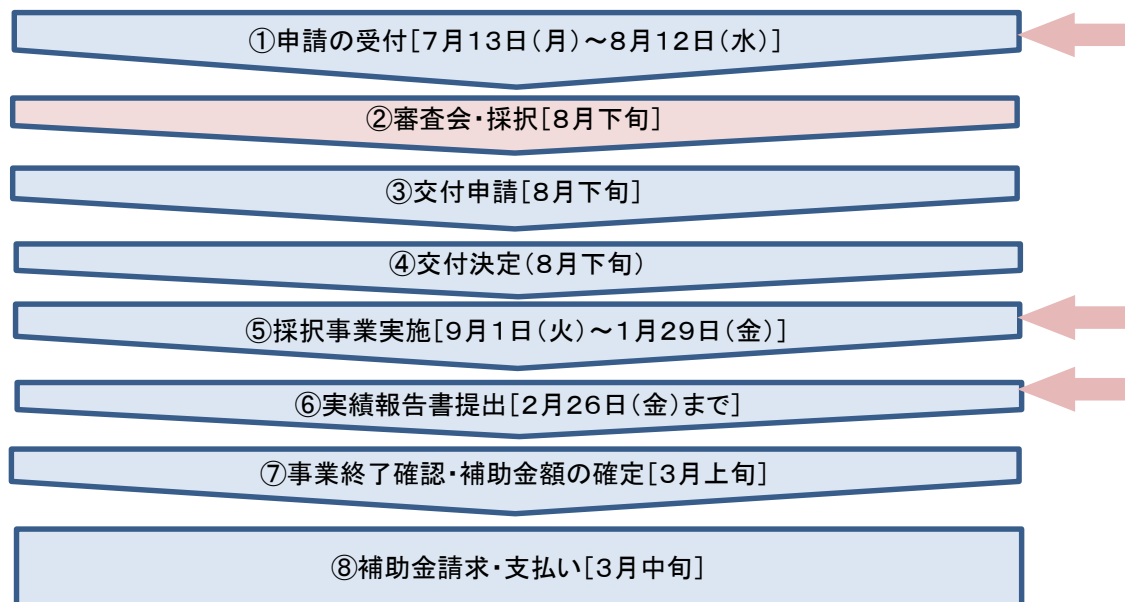
敦賀商工会議所 中小企業相談所  
〒914-0063 敦賀市神楽町2-1-4

電話:0770-22-2611  
URL:<http://www.tsuruga.or.jp/>

# 【敦賀チャレンジ企業応援補助金 概要】

補助対象事業	設備投資等支援枠	敦賀名物等商品開発支援枠 (地域資源を活かした商品開発等事業)								
<b>補助限度額</b>	<b>100万円</b>	<b>50万円</b> ※設備導入経費は、補助金の充当額は10万円が上限となります。								
<b>補助率</b>	<b>2分の1</b>	<b>3分の2</b>								
<b>補助対象経費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備導入経費(機械装置・工具・器具備品・建物附属設備購入費、その他付帯する費用)</li> <li>・キッチンカー等専用車両購入、改造費(専ら事業の用に供する)</li> <li>・委託料(調査研究費、資料作成費)</li> <li>・広告宣伝費(販売促進費)</li> <li>・技術開発に伴う原材料費</li> <li>・賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用</li> </ul> ※キッチンカー等専用車両:食品の調理を目的とした設備を整え、販売する車両をいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料費</li> <li>・委託料(試作、検査、外注加工費、デザイン費)</li> <li>・設備導入経費(機械装置・工具・器具備品購入費、その他付帯する費用)</li> <li>・広告宣伝費</li> <li>・賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用</li> </ul>								
<b>募集期間</b>	令和2年7月13日(月)～令和2年8月12日(水)									
<b>補助対象期間</b>	交付決定日から令和3年1月29日(金)まで									
<b>対象者</b>	・中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width:15%;">製造業 その他</td> <td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内において1年以上継続して事業を営んでいること。</li> <li>・敦賀市税を滞納していないこと。</li> <li>・詳しくは、別途「募集要項」をご覧ください。</li> </ul>		製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人									
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人									
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人									
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人									

## 【申請から補助金受領までの流れ(令和2年～令和3年)】



計画書や申請書の作成や実行時の取  
 組みやサポートは、敦賀商工会  
 議所がいたします。